

議案第 32 号

田川市手数料条例の一部改正について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 12 日

田川市長 二 場 公 人

理 由

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするもので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

## 田川市手数料条例の一部を改正する条例

田川市手数料条例（平成3年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 法律又はこれに基づく政令において、条例で定めた場合は免除することができる旨を規定している戸籍に関する証明を請求したとき。

(4) 前号に規定する戸籍に関する証明と同一目的に使用するため、住民票の写し又は住民票の記載事項を請求したとき。

第5条に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

別表第12項中「同法第126条」を「第126条」に改め、同表中第18項を削り、第19項を第18項とし、第20項から第22項までを1項ずつ繰り上げ、同表第23項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同項を同表第22項とし、同表第24項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同項を同表第23項とし、同表中第25項から第28項までを1項ずつ繰り上げ、第27項の次に次の1項を加える。

28 動物の飼養又は収容の許可（1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し、同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該件数を1件の申請とみなす。） 1件  
8,000円

別表中第29項を削り、第30項を第29項とし、第31項から第33項までを1項ずつ繰り上げ、同表第34項中「の許可」の次に「 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（第7号に掲げるもののうち、照明設備を伴うものにあつては、同号に掲げる額の2倍に相当する額）」を加え、同項第1号中「はり紙」を「貼り紙」に改め、同項第2号中「はり札」を「貼り札」に改め、同項第7号を次のように改め、同項を同表第33項とする。

(7) 広告板、広告塔その他の広告物

ア 1平方メートル未満 1個 200円

イ 1平方メートル以上2平方メートル未満 1個 400円

ウ 2平方メートル以上5平方メートル未満 1個 800円

エ 5平方メートル以上10平方メートル未満 1個 1,600円

オ 10平方メートル以上20平方メートル未満 1個 3,200円

カ 20平方メートル以上30平方メートル未満 1個 5,000円

キ 30平方メートル以上50平方メートル以下 1個 8,000円

ク 50平方メートルを超えるもの 1個 8,000円に50平方メートルを超える面積（1平方メートル未満の端数がある場合は、これを1平方メートルに切り上げた面積）について1平方メートルにつき200円を乗じて得た金額を合算した額（その額が50,000円を超えるときは、50,000円）

別表第35項中「含む。）」の次に「 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」を加え、同項を同表第34項とし、同表中第36項を第35項とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（田川市証紙条例の一部改正）

2 田川市証紙条例（昭和39年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中「第34項」を「第35項」に改める。